

住民税非課税世帯等のみなさまへ。1世帯につき

臨時特別給付金

10万円

手続きのご案内

— 対象となる世帯のみなさまに、まもなく手続きに必要な書類やお知らせを送付いたします。 —

新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることなどから、昨年11月、国では「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を決定しました。この対策では、コロナにより生活・暮らしに様々な影響や困難が生じた方々への速やかな支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を支給することとしました。

この給付金をお受け取りいただくための手続きのしかたなどについて、下記のとおりお知らせしますので、ご確認をお願いいたします。（※対象となる世帯には2月上旬に、別途手続きの書類のご案内等を送付いたします。）

この給付金の支給対象となる世帯（以下のいずれかに該当する世帯です。）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯（家計が急変）

それぞれの**手続き方法**

町から**「確認書」**が届きます。

※確認書は基準日（令和3年12月10日）時点での住民登録がある市町村から届きます。

【ご確認いただく事項】

- 給付金の振込先は、記載されている口座番号で良いか。また変更や誤りがないか。
- 住民税非課税であるが、課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと。
- その他、支給するために確認が必要なこと。

上記の事項を確認して、確認書を町に返送してください。

※なお、世帯の中に住民税の課税状況が確認できない方や令和3年1月2日以降に転入された方（奥尻町に課税情報がない方）がいる場合や、別途追加の手続きが必要な場合には、ご連絡させていただきますことがあります。

確認書受付期間（返送期限）

令和4年2月上旬～4月30日まで
(確認書発送日)

町へ**「申請書」**の提出が必要です。

※申請時点で住民登録がある市町村に申請してください。

【ご準備いただく書類等】

- 世帯全員のそれぞれの収入減少が確認できるもの。（令和3年1月以降の任意の月の給与・賃金支払明細や振込通帳の写しなど）
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などの写し）
- 給付金の振込先が確認できるもの（預金通帳やキャッシュカードの写しなど）
- その他、支給要件に該当するかを確認するために必要なもの。（必要な書類は申請される世帯ごとに異なる場合があります。）

申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に窓口へ提出、または郵送にて町へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入の減少は、申請の対象となりません。

申請書受付期間（申請期限）

令和4年2月上旬～9月30日まで
(受付準備が整い次第開始)

— この給付金については、ホームページもご覧ください —

<https://www.town.okushiri.lg.jp>

(奥尻町のホームページ)

トップページ→暮らし→新型コロナウイルス関連



【申請書などの配布場所】

- ・奥尻町役場地域政策課（住民生活係）
- ・ // 青苗支所
- ・奥尻町のホームページ
(トップページ→暮らし→新型コロナウイルス関連)

確認書及び申請書、添付書類の受付・確認・審査・支給決定・振込準備

支給決定された世帯へ **10万円** がご指定の口座に振り込まれます。
(振込予定日や振込金額は別途、支払通知書にてお知らせいたします。)

詳しい手続き方法など、この給付金に関するお問い合わせ先

- 奥尻町役場 地域政策課住民生活係 電話01397-2-3404・FAX01397-2-3445 【平日】午前8:30～午後5:15
- 内閣府住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター 電話0120-526-145（フリーダイヤル） 午前9:00～午後8:00